

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページ等に制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を画面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				17	8	6	4	10	9	9	2	2	3	7
福井県	福井市	教育委員会事務局 学校教育課	0776-20-5350	○	○					○			○	
福井県	敦賀市	教育政策課	0770-22-8150	○						○				http://www.city.tsunuga.lk.jp/sypher/www/info/detail.jsp?id=662
福井県	小浜市	小浜市教育委員会 教育総務課	0770-53-1111	○	○	○		○	○	○	○			http://www1.city.obama.fukui.jp
福井県	大野市	教育委員会 教育総務課	0778-66-1111(内線523)	○		○	○		○	○				http://www.city.ono.fukui.jp/
福井県	勝山市	教育総務課	0779-88-8111										○	
福井県	鯖江市	学校教育課	0778-53-2253				○		○					
福井県	あわら市	教育委員会教育総務課	0776-73-8039	○			○	○						http://www.city.awara.lg.jp/page/kyouiku/syugakuenniyo.html
福井県	越前市	教育振興課	0778-22-7452	○	○		○	○	○					www.city.echizen.lg.jp
福井県	坂井市	学校教育課	0776-50-3161	○	○		○	○						http://www.city.fukui-sakai.lg.jp/shimin/09/003/p004850.html
福井県	永平寺町	教育委員会学校教育課	0776-61-3400	○		○	○	○	○			○		http://www.town.eiheiji.lg.jp/200/228/230/p000151.html
福井県	池田町	教育委員会	0778-44-8006				○							
福井県	南越前町	教育委員会事務局	0778-47-8005					○						
福井県	越前町	学校教育課	0778-34-8716		○		○		○					
福井県	美浜町	教育委員会事務局学校教育課	0770-32-6708					○	○				○	
福井県	高浜町	教育委員会事務局	0770-72-7724		○	○		○						
福井県	おおい町	学校教育課	0770-77-1150				○							
福井県	若狹町	教育委員会事務局	0770-45-9114				○	○						

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																		ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠			目安額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村住民税の非課税	市町村住民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村住民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村住民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他							
課税所得等の分類	基準額の時期																										
	該当団体数	8	13	7	4	4	10	2	2	4	4	4	3	4	5	6	0	1	0	9							
福井県	福井市														○						1.3 その他	前年度	341	15%未満			
福井県	敦賀市	○	○												○						1.3 課税所得	当該年度	280	10%未満			
福井県	小浜市	○	○	○	○	○		○		○										○				特別支援教育就学奨励事業の基準額に一定の係数をかけた基準額で認定	10%未満		
福井県	大野市		○																	○					お年寄りの生活保護受給者(保護者の職業が不安定で、生活状態が悪い)認められるべき理由により、教育委員会の認められるもの	10%未満	
福井県	勝山市														○						1.3 課税所得	当該年度	426	10%未満			
福井県	鯖江市																			○					特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる基準額に一定の係数を掛けたもの	10%未満	
福井県	あわら市	○	○	○		○																			教育委員会が特に必要と認めるとき(1)ストロによる失業、保護者死亡による生活困窮など)	10%未満	
福井県	越前市		○																		○					市町村長税の均等割額のみ課税その他、これらと同程度に困難している教育委員会が認めるとき	10%未満
福井県	坂井市	○	○												○						1.3 課税所得	前々年度	255	10%未満			
福井県	永平寺町	○	○	○						○																	5%未満
福井県	池田町		○																								5%未満
福井県	南越前町																				○					教育委員会が必要と認めるとき	10%未満
福井県	越前町														○						1 課税所得	前年度	247	10%未満			
福井県	美浜町	○	○	○	○	○				○					○											(1)キ、ク、サ、シ、スのいずれかに該当する等の請求全体の申請用紙から社会保険料等を差し引いた額を超過した額が、文科科学費が定まる特別支援教育就学奨励費の申請認定に当たって必要額より、2倍を超えないこと	5%未満
福井県	高浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3 課税所得	前年度	300	10%未満			
福井県	おおい町	○	○	○	○	○														○						経済的に困っていること。(独自の所得基準を設定)	10%未満
福井県	若狭町		○	○							○															特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の1.2倍以内	5%未満

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）																				
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか（複数回答）					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困難している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組（複数回答）								
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他
	該当団体数	2	0	3	0	1	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	福井市					○																
福井県	敦賀市	○					○			○												
福井県	小浜市																					
福井県	大野市																					
福井県	勝山市	○					○					○										
福井県	鯖江市																					
福井県	あわら市																					
福井県	越前市																					
福井県	坂井市			○																		
福井県	永平寺町																					
福井県	池田町																					
福井県	南越前町																					
福井県	越前町			○																		
福井県	美浜町																					
福井県	高浜町			○																		
福井県	おおい町																					
福井県	若狭町																					

①都道府県	②市町村名	問目 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																			問C 補足事項等		
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に对象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SW」)の活用	イ. SW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他	
	該当団体数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福井県	福井市																						基準額の時期を変更
福井県	敦賀市																						
福井県	小浜市																						
福井県	大野市																						
福井県	勝山市																						特別支援教育就学奨励事業の基準額に一定の係数をかけた基準額で認定している。
福井県	鯖江市																						
福井県	あわら市																						
福井県	越前市																						
福井県	坂井市																						
福井県	永平寺町																						
福井県	池田町																						
福井県	南越前町																						
福井県	越前町																						
福井県	美浜町																						
福井県	高浜町																						
福井県	おおい町																						
福井県	若狹町																						